

特定農林水産物等（GI 産品）の EPA 利用手続が簡素化されます

2021 年 3 月 25 日
日本商工会議所 国際部

特定農林水産物等の輸出を促進するため、本年 4 月 1 日から GI（地理的表示）産品の経済連携協定（EPA）利用手続が簡素化される旨、発表されましたので、下記のとおりご案内いたします。

判定依頼を行う際に、GI 産品の手続き簡素化を利用する場合は、4 月 1 日の運用開始以降にお願いいたします。

記

1. プレスリリース

（農林水産省）4 月から EPA を利用した GI 産品の輸出手続が簡素化されます！

<https://www.maff.go.jp/j/press/kokusai/keizai/210325.html>

（経済産業省）特定農林水産物等（GI 産品）の EPA 利用手続が簡素化されます

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210325003/20210325003.html>

2. GI 産品の EPA 利用手続の簡素化について（農林水産省 HP）

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/gi.html

3. 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産品編）（経済産業省 HP）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_submission_nourinsuisanpin.pdf

4. 各種資料

（1）地理的表示(GI)保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる産品一覧

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/attach/xls/gi-3.xlsx

（2）地理的表示(GI)に基づく原産品としての説明書（様式）

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/attach/xls/gi-4.xlsx

5. お問い合わせ先

農林水産省 EPA 利用相談窓口

メールアドレス：epar iyousoudan(a)maff. go. jp ※(a)を@に変えてください

以上